

## PARTNER SPHERE契約

### (営利)

本Partner Sphere契約は、NetApp Inc.およびNetApp Ireland Ltd.がそれぞれ自己および自己の関連会社（総称して、以下「ネットアップ」という）を代表して、パートナー（本Partner Sphere契約で定義）と締結する。

#### 1. パートナーの任命、適用範囲

- 1.1. 本契約において、「パートナー」という用語は、主として、署名者が代表するネットアップPartner Sphereプログラムへの登録を希望する事業体を指すが、文脈上、署名者が代表する事業体の代表者としての資格においてのみ、署名者個人を指す場合がある。なお、本Partner Sphere契約で定義していない用語の意味は、添付文書に定めるとおりとする。
- 1.2. ネットアップ パートナー申請フォームに入力し、これを送信した場合、パートナーは、あらゆる方法によるNetApp Partner Sphereプログラムへの登録、参加、およびアクセス、ならびに当該プログラムの利用、ならびにパートナーによるネットアップの本製品もしくは本サービスまたはその両方の購入（ネットアップの認定ディストリビュータ経由であるかネットアップから直接であるかは問わない）（エンドユーザへの再販売を目的とする場合を含む）について、(a) すべてのプログラムガイド（本Partner Sphere契約で定義）、添付文書、および本パートナー契約締結後の変更契約（総称して、以下「パートナー契約」という）を含め、本Partner Sphere契約が明示的に適用されること、および (b) パートナー契約は、本パートナー契約に含まれている主題に関する両当事者間の本パートナー契約締結前の口頭または書面によるすべての合意事項および了解事項に明示的に優先し、これらに取って代わることに明示的に同意したことになる。
- 1.3. パートナーとネットアップの関係は独立した契約当事者の関係であり、パートナーはネットアップの代理人として行動してはならず、自らをネットアップの代理人と称してはならない。いかなる状況においても、パートナーが、事前にネットアップから書面による同意を得ずに、ネットアップ パートナーとしての地位、ならびにこれに関連する権利および義務、ならびに本パートナー契約、またはこれらの一部を譲渡および移転することは認められない。
- 1.4. ネットアップのパートナーとして、パートナーは、サービス プロバイダ業務における当該本製品またはサービスの使用を含め、自己の使用のためにネットアップの本製品もしくは本サービス、またはその両方も発注できるものとする。ただし、パートナーが再販売のために本製品もしくは本サービス、またはその両方を注文するのと同じ方法（すなわち、ネットアップ認定ディストリビュータを通じて、またはネットアップに直接発注する方法）で、再販売のために本製品もしくは本サービス、またはその両方を注文することはできないものとする。パートナーが、再販売のためではなく自らが使用するために購入したネットアップの本製品および本サービスは、チャンネル エンドユーザ規約に排他的に準拠し、これらの各購入において、ネットアップ パートナーとしての地位にかかわらず、パートナーはエンドユーザまたは「顧客」のうち該当する方とみなされるものとする。
  - 1.4.1. チャンネル エンドユーザ規約の目的上、サービスプロバイダ業務においてネットアップの本製品もしくは本サービス、またはその両方を使用する上記の承認は、これに関するパートナーとネットアップとの間の書面による合意を構

成するものであり、本契約セクション3.2にかかわらず、チャンネル エンドユーザ規約におけるサービス プロバイダとしての業務におけるネットアップの本製品または本サービスの使用を禁止する条項よりも優先されるものとする。

## 2. プログラム ガイド

NetApp Partner Sphereプログラムおよびインセンティブ特典には、その時点で最新のNetApp Partner Sphereプログラム ガイド、ならびにネットアップが公開し、インセンティブ特典または認証に適用されるインセンティブ、特典、または認証に固有のガイド（それぞれを、以下「プログラム ガイド」という） および本パートナー契約が適用される。本Partner Sphere契約に基づいて適切な場合は常に、適用される各プログラム ガイドの最新版が[partners.netapp.com](https://partners.netapp.com)においてパートナーが閲覧できるものとする。かかる各プログラム ガイドおよび本パートナー契約はともに、ネットアップのインセンティブ特典、認証、または技術アライアンス プログラム（NetApp Partner Sphereプログラムを含む） への参加に関連するパートナーとネットアップとの間における本パートナー契約締結前の合意事項に優先し、これに取って代わる。

## 3. 構成、添付文書

3.1. 以下の添付書類（それぞれを、以下「添付文書」という） に定めるとおりに、ネットアップの特定の本製品および本サービス、ならびにインセンティブ特典および販売活動またはこれらの一方には異なる、または追加の条件が適用される。

<u>添付文書：</u>	<u>内容および適用：</u>
直接発注規約	ネットアップがパートナーに対し個別に書面で認めたネットアップに対する直接発注を規律する規約
再販売規約	ネットアップから直接購入したものであるか、ネットアップの認定ディストリビュータ経由で購入したものであるかを問わず、ネットアップの本製品の再販売を規律する規約
Keystone StaaS再販売規約	パートナーによるKeystone StaaSサービスサブスクリプションのエンドユーザに対する再販売について定める追加条件

3.2. パートナーは、すべての国および地域においてネットアップのすべての本製品もしくは本サービスまたはその両方が利用できるとは限らないこと、また、エンドユーザに見積りを提示する前に、関連する国または地域における本製品または本サービスの利用可否を最初にネットアップの担当者に確認しなければならないことを認識する。本パートナー契約およびいずれかの添付文書の本文に定める条件に矛盾が生じた場合、添付文書に含まれている主題に関しては添付文書が優先する。添付文書の条件に矛盾が生じた場合には、本製品または本サービスに固有の添付文書が、より一般的な添付文書に優先する。

## 4. トレーニング

パートナーがパートナー申請フォームを送信した後に、ネットアップが、パートナーに対し、特定の資格取得用トレーニング（以下「本トレーニング」という） を完了することを要求する場合があります、その詳細は[https://netapp.sabacloud.com/Saba/Web\\_spf/NA1PRD0047/app/me/learningeventdetail/cours0000000044163?regId=regdw000000005076526](https://netapp.sabacloud.com/Saba/Web_spf/NA1PRD0047/app/me/learningeventdetail/cours0000000044163?regId=regdw000000005076526)に記載のとおりとする。パートナーがトレーニングを完了させる必要があり、パートナーの申請が予備承認されている場合、パートナーは予備承認通知に定める日から30日以内（以下「トレーニング期間」という） にトレーニングを完了させるものとする。トレーニング期間が満了するまでにパートナーが本トレーニングを完了させなかった場合、パートナーはNetApp Partner Sphereプログラムから除外され、本パートナー契約は終了するもの

とする。パートナーの便宜のために、ネットアップは、パートナーが再申請できる90日間（以下「猶予期間」という）にわたり、パートナーの申請資料および申請情報を保持する。パートナーが猶予期間内にNetApp Partner Sphereプログラムへの再申請をしなかった場合、またはパートナーが再申請したものの再申請後のトレーニング期間中に本トレーニングを修了しなかった場合、NetApp Partner Sphereプログラムに参加するためにはパートナーが申請手続きを再開する必要がある。

## 5. 知的財産

- 5.1. ネットアップは、ネットアップ パートナーとしてのパートナーに対し、ネットアップ パートナーであることを名乗るために、また、広告および宣伝のために、ネットアップの商標を使用するための限定的かつ非独占的で譲渡不可能なライセンスを付与する。パートナーによるネットアップの名称および商標の許可されている使用の詳細、ならびにかかる使用を規律する規約の全文は<https://www.netapp.com/us/legal/tmguidelines.aspx>に掲載されている。
- 5.2. 本契約の条件に従うことを前提として、ネットアップは、パートナーが本パートナー契約もしくはチャネル エンドユーザ規約（掲載場所：<https://www.netapp.com/how-to-buy/sales-terms-and-conditions/>）に従って再販売もしくは販売し、または現在使用している本ハードウェア、本ソフトウェア、本文書、本サービス、またはクラウドサービス利用促進ソフトウェア（個々に、または総称して、以下「対象製品」という）が何らかの特許、商標、または著作権を侵害していると主張する申し立て（以下「知財請求」という）を第三者がパートナーに対して行った場合、かかる知財請求を弁護または解決する。ネットアップは、和解金額または該当する場合は管轄権を有する裁判所がパートナーに対して最終的に支払いを命じた金額（総称して、以下「損害額」という）が当該知財請求に明確に帰し得るものである範囲において、損害額を支払う。ただし、パートナーが、（a）当該知財請求をすみやかにネットアップに書面により通知し、（b）当該知財請求を防御するための情報および支援をネットアップに提供し、さらに（c）防御および和解交渉を単独で指揮する権限をネットアップに付与することを条件とする。
- 5.3. ネットアップは、自己の選択により、該当する対象製品またはその関連箇所を置換または修正して侵害を解消すること、必要なライセンスを調達すること、または該当する対象製品を交換することができる。これらの代替策がいずれも合理的に実行可能ではないとネットアップが判断した場合、ネットアップは、自己の単独の裁量により、当該対象製品の返品または影響を受けた本クラウド サービスのサブスクリプションの終了を承諾し、当該対象製品についてネットアップが受け取った前払い対価を按分した額を（該当する場合に）エンドユーザに返金することができる。
- 5.4. 矛盾する規定が本パートナー契約にあったとしても、ネットアップは、次の事由に起因または関連して生じた対象製品に関連する知財請求についていかなる義務および責任も負わない：（a）パートナーもしくはエンドユーザまたはその代理人が提供した設計、仕様、発明、指示、または技術情報をネットアップが遵守または使用したこと、（b）事前にネットアップから書面による承認を得ずに、パートナーもしくはエンドユーザまたはその代理人が対象製品に加えた変更、（c）エンドユーザが対象製品をアップグレードしなかったこと、対象製品の新しいバージョンを使用しなかったこと、ネットアップが要求した変更もしくは修正を行わなかったこと、ネットアップが定めたとおりに対象製品を導入もしくは構成しなかったこと、またはネットアップの要求に応じて対象製品の使用を中止しなかったこと、（d）対象製品またはその一部を他の製品またはサービス（ネットアップ クラウド プロバイダのサービスを含む）と組み合わせること、（e）サードパーティ ブランド製品またはサードパーティ ブランド サービス、（f）対象製品に関連して、パートナーもしくはエンドユーザまたは第三者が保存または使用したコンテンツまたは情報、（g）ネットアップが定めた使用制限にパートナーまたはエンドユーザが違反したこと。

5.5. 矛盾する規定が本パートナー契約にあったとしても、本セクションは、知財請求に関するネットアップのすべての責任とパートナーの唯一の排他的な救済手段を規定している。

## 6. 機密情報

6.1. 受領当事者に開示した機密情報は、開示当事者の排他的な財産であり続ける。受領当事者は、本パートナー契約に基づく自己の義務を履行するためにのみ開示当事者の機密情報を使用することができる。受領当事者は、本パートナー契約を履行するために知る必要があり、本パートナー契約に定めるものと少なくとも同等の制限を課す契約条項に基づいて機密情報の不正開示を防止することが義務付けられている従業員、代理人、または下請業者にのみ、開示当事者の機密情報を開示することに同意する。受領当事者は、類似する性質を有する自己の専有情報を保護するときと同じ方法で、かつ、いかなる場合においても少なくとも合理的な程度の注意を払って、機密情報の不正利用、不正アクセスおよび不正開示を防止するものとする。

6.2. 機密情報には (a) 開示時に制約なく受領当事者がすでに知っていた情報、(b) 本パートナー契約に違反した受領当事者の作為または不作為によらずに、公知である、または公知となった情報、(c) 受領当事者の知るかぎり、守秘義務に違反していない第三者が受領当事者に開示した情報、および (d) 受領当事者の従業員もしくは請負業者またはその両方が開示当事者の機密情報にアクセスせず、またこれを使用することなく、独自に開発した情報は含まれない。

6.3. 開示当事者の機密情報に関する受領当事者の義務は、開示日から3年後に消滅する。

6.4. 開示当事者の機密情報を開示することが司法上または行政上の手続きに基づいて義務付けられている範囲において、受領当事者は、当該機密情報を開示することができる。ただし、適用法が禁止している場合を除き、受領当事者が、開示当事者に対し、当該開示をすみやかに書面で通知し、保護命令またはその他の法的救済措置を求める機会を提供することを条件とする。

6.5. 開示当事者の書面による要求に応じて、受領当事者は、法律上の保持義務がある場合を除き、開示当事者のすべての機密情報（そのすべての複写物を含む）を返却または破棄し、本セクションの遵守を証明する書面を提供するものとする。

## 7. 終了

7.1. ネットアップ パートナーとしてのパートナーの地位は、終了を希望する当事者が30日の期間を定めて書面で通知することで、終了させることができる。終了によって、パートナーは自らをネットアップ パートナーと称すること、およびネットアップ パートナーとして行動することができなくなるものとし、ネットアップの名称と商標を使用する権利、およびネットアップの本製品と本サービスを再販売または販売する権利は当然に消滅するものとする。

7.2. 各添付文書に従うことを条件として、各添付文書に別段の定めがある場合を除き、いずれかの当事者は、(a) 相手方当事者が重大な違反（パートナーが支払期日までに支払いを行わなかったことを含む）をし、相手方当事者に書面で通知してから30日が経過しても当該違反が是正されなかった場合、または (b) 相手方当事者が破産、または支払不能、管財人による管理、清算、もしくは債権者の利益のための譲渡に関連するその他の手続きの申し立ての対象になった場合に、これらを理由として、本発注書を終了することができる。終了は、(a) 終了前に生じた総額に関するパートナーの支払義務を免除するものではなく、パートナーは当該義務の期限の利益を喪失し、(b) 本パートナー契約に別段の定めがない限り、パートナーに返金を受ける権利を与えるものではない。

- 7.3. 以下のセクションは、本契約に定める条件に従い、本パートナー契約の終了後も存続する。すなわち、セクション5（知的財産）、セクション6（機密情報）、セクション8（補償）、セクション9（法令遵守）、およびセクション10（一般条項）である。さらに、パートナー契約の条項のうち、通常の解釈に基づいてパートナー契約の終了または失効後も存続することが意図されているものは、当該終了または失効後も存続するものとする。

## 8. 補償

- 8.1. パートナーは、ネットアップ、ならびにその従業員、子会社、および関連会社、またはこれらの一部に対して第三者が申し立てた請求のうち、(a) パートナーによる本パートナー契約の違反、(b) パートナーのサービスもしくはサービスプロバイダ業務、または (c) 虚偽の、誤解を招くもしくはその他の不正な声明もしくは表明に全面的または部分的に基づく請求に起因して生じた、あらゆる請求、損害、損失、費用および経費（弁護士の報酬を含む）について、ネットアップ、ならびにその取締役、従業員、子会社および関連会社を補償および免責する。

## 9. 法令遵守

- 9.1. パートナーは、腐敗行為禁止または賄賂禁止に関する国内の適用法、米国海外腐敗行為防止法（修正を含む）の要件、英国贈収賄防止法、および経済協力開発機構の国際商取引における外国公務員に対する贈賄の防止に関する条約を施行するための法令を含むがこれらに限定されない、すべての適用法をネットアップが関与する取引において遵守することに同意する。言い換えると、事業を獲得もしくは維持するため、または公務員による自己の公務の履行を奨励するために、ネットアップとの取引に関連して、第三者（実際の顧客、見込み顧客、またはエンドユーザなど）に価値あるものを提供することができない。
- 9.2. パートナーは、本製品および本サービスが、米国、欧州連合、その他の国（該当する場合）の法令に基づく輸出管理の対象であること、また、本製品および本サービスには輸出入規制の下で管理される技術（暗号化技術など）が含まれている可能性があることを認識する。パートナーはかかる法令を遵守すること、また、最終用途およびエンドユーザに関する情報をネットアップに提供することに同意する。パートナーは、本製品および本サービスの再輸出先またはその他の移転先となる当事者に対し、契約またはその他の類似の保証手段により、本セクションに定めるすべての義務を遵守することを義務付けることに同意する。
- 9.3. ネットアップが本パートナー契約に基づき本製品または本サービスを提供できるように、パートナーがネットアップに個人情報へのアクセスを許可する場合、両当事者は、データ保護に関するすべての適用法および本パートナー契約に定める機密保持規定に従って、個人情報が開示および処理されることを保証するものとする。ネットアップがパートナーから個人情報を受領する範囲において、ネットアップによる当該個人情報の管理および使用にはネットアップ プライバシーポリシー（掲載場所：<https://www.netapp.com/company/legal/privacy-policy/>）が適用され、当該ネットアップ プライバシーポリシーは参照により本パートナー契約に組み込まれる。欧州連合一般データ保護規則（以下「GDPR」という）の第28条1項では、個人情報の処理が、GDPRの要求事項に適合し、かつ、データ主体の権利の保護を確保する技術的措置および組織的措置に従い実施されることについて、管理者と処理者との間で合意すること、および処理者と復処理者との間で合意することを求めている。ネットアップがパートナーのために個人情報のデータ処理者として行動する範囲において、(a) ネットアップは、<https://www.netapp.com/how-to-buy/sales-terms-and-conditions/>に掲載されている「ネットアップ データ処理補遺」内のネットアップに適用される追加の条件を遵守し、(b) ネットアップは、本パートナー契約に従って本製品または本サービスを提供または改善するため以外の目的のために当該個人情報を保持、使用、および開示しない。ネットアップは、前述の制限を了解しており、これを遵守することを保証する。

## 10. 一般条項

### 10.1. 監査

10.1.1. パートナーは、合理的な期間を定めて事前通知すること（ただし、いかなる場合も書面通知を14暦日以上前に行うものとする）、および通常の営業時間内に行うことを条件として、パートナーによる本パートナー契約、ならびにパートナーのネットアップ パートナーとしての役割および義務の遵守を監査および検証するための権利を、ネットアップまたは中立的な立場にいるネットアップの会計士に付与することに同意する。かかる監査において、(a) パートナーをネットアップパートナーとして指定したことに関連するパートナーの記録へのアクセスをパートナーが提供し、(b) パートナーによる本規約に基づく自己の義務の遵守を検証するための文書またはその他の証拠の写しをパートナーが提供し、(c) 要求された評価にパートナーが対応し、(d) 定期的に認定書をパートナーが提供する必要がある場合がある。加えて、ネットアップは、ネットアップパートナーとしてのパートナーの業績に関して定期的に面談の場を設けるものとする。その結果として、期待されている業績をパートナーが達成していない場合に、ネットアップパートナーとしてのパートナーの指定が取り消されることや、パートナーのパートナー レベルが下がることもある。

### 10.2. 責任の制限

10.2.1. 請求の根拠（例：契約、不法行為（過失を含む）、制定法、製造物責任、厳格な責任、その他の形式的法的措置）にかかわらず、適用法が認めている範囲において、次のとおりとする。

10.2.1.1. いかなる場合においても、ネットアップ、ならびにそのサプライヤおよび下請業者は、特別損害、付随的損害、懲罰的損害賠償金、間接損害、結果的損害、停止コスト、データの喪失または破損、収益の喪失、逸失利益、信用の喪失、予期された節約の損失、代替商品もしくは代替サービスまたはその両方の調達、および事業の中断、またはこれらの一部について、パートナーに対する責任を負わない。この除外は本パートナー契約に定める救済とは関係なく独立している。

10.2.1.2. パートナーに対するネットアップの賠償責任は、累計額が1,000,000米ドルを超えない額の直接損害に対する賠償に限定される。

10.2.2. ただし、これらの制限は、次の事由に起因して生じた請求に対する賠償責任には適用しない：(a) 当事者の過失または重過失によって生じた死亡または人身傷害、(b) 故意による違法行為または詐欺、(c) 適用法に基づいて排除することができないその他の賠償責任、(d) セクション5（知的財産）に基づいてネットアップがパートナーに補償する知財請求。

**10.3. 更新**：パートナーは、ネットアップが、事前にパートナーに通知することなく、少なくとも1年に1回、本パートナー契約（添付文書およびプログラム ガイドを含む）の修正もしくは更新またはその両方を行うことができることに同意する（以下「更新」という）。パートナーは、最新の Partner Sphere 契約および添付文書を <https://partnerhub.netapp.com/s/partner-sphere-agreement> において閲覧することができ、最新のプログラム ガイドを [partners.netapp.com](https://partners.netapp.com) において閲覧することができる。本パートナー契約に基づいて適切な場合は常に、掲載されている Partner Sphere 契約、添付文書、およびプログラム ガイドのその時点の最新版が、パートナーとネットアップとのパートナー契約の優先する条件であるものとする。

**10.4. 通知：**明確な記載がある場合を除き、本パートナー契約で要求または許可されているすべての通知およびその他の連絡は書面で行うものとし、手渡し、翌日配達の日付指定郵便、または書留郵便（受領証明の依頼付き）で送付するものとし、手渡した時または受領を確認した時に到達したとみなされる。加えて、各当事者は、パートナーが提供したEメール アドレスおよびネットアップについては[General.Counsel@netapp.com](mailto:General.Counsel@netapp.com)宛てのEメールまたは電子送信により通知することに同意する。ネットアップに提供したパートナーの連絡先情報（Eメール アドレスを含む）を継続的に更新するのはパートナーの責任であり、ネットアップは、その時点でネットアップに登録されている連絡先情報に基づいて本パートナー契約に基づく通知または連絡をすることにより、本セクションを遵守したとみなされるものとする。

**10.5. 不可抗力：**いずれの当事者も、天災、民間または軍事関係当局の行為、政府による優先事項、火災、洪水、地震、伝染病、伝染病の感染拡大、検疫、エネルギー危機、ストライキ、労働紛争、テロ行為、戦争、暴動、事故、不足、交通機関・輸送の遅延、または当該当事者の合理的支配が及ばないその他の原因（それぞれを、以下「不可抗力事由」という）に起因して生じた主張される損失および損害について、相手方当事者に対する責任を負わない。疑義を避けるために付記すると、不可抗力事由が生じたとしても、現実に取り渡された本製品または本サービスの対価として本パートナー契約に基づいて支払うべき額を支払うパートナーの義務は免除されない。不可抗力事由が30日を超えて続く場合、両当事者は影響を受ける本発注書の終了を誠実に交渉する。

#### **10.6. 準拠法、裁判地**

10.6.1. 本パートナー契約、本パートナー契約の解釈、および本パートナー契約に基づいて生じた紛争の準拠法は次のとおりとする。

10.6.1.1. 本Partner Sphere契約のセクション10.6.1.2に従うことを条件とし、当該セクションの制限の下で、パートナーによるPartner Sphereプログラムへの参加もしくは当該プログラムに基づくインセンティブ特典またはその両方に起因または関連して生じた紛争に関しては、(a) パートナーが米国、カナダ、またはメキシコに所在する場合にはカリフォルニア州法、(b) パートナーがその他の国に所在する場合にはアイルランド法を準拠法とし、いずれの場合も法の抵触に関する規定にかかわらない。

10.6.1.2. 本発注書に起因して生じた紛争に関しては、関連する本発注書の承諾もしくは締結またはその両方を行ったネットアップ組織が設立された州もしくは国またはその両方（関連する法の抵触に関する規定は除く）。

10.6.2. 国際物品売買契約に関する国際連合条約は、本パートナー契約およびいかなる本発注書にも適用されない。

**10.7. 完全合意、変更：**ネットアップの更新を除き、本パートナー契約は、各当事者の権限を有する代表者が署名した変更契約書による場合を除き、変更することができない。本パートナー契約の英語版と（現地の要件に応じて翻訳された）非英語版との間に対立がある場合は、適用法が認めている範囲において、本パートナー契約の英語版が優先する。本パートナー契約（本Partner Sphere契約で参照されているプログラム ガイド、添付文書、および補足条件、またはこれらの一部を含む）は、(a) 何らかの方法でのNetApp Partner Sphereプログラムへの参加およびアクセス、ならびに当該プログラムの使用、ならびにパートナーによるネットアップの本製品もしくは本サービスまたはその両

方の購入（ネットアップ認定ディストリビュータ経由であるか、ネットアップから直接であるかは問わない）（エンドユーザへの再販売を目的とする場合を含む）に関する両当事者間の完全な合意事項および了解事項を表明したものであり、(b) 両当事者間における本パートナー契約締結前のあらゆる連絡内容、表明事項、および合意事項に優先し、(c) 両当事者間またはパートナーおよびエンドユーザ間における本発注書、確認書、またはこれらに類似する通信において矛盾する条件および追加の条件に優先する。ネットアップに発行した本発注書は、本パートナー契約を組み込んでいるとみなされ、本パートナー契約に従う。ただし、両当事者が明示的な別段の合意を書面により行った場合はこの限りではない。ネットアップが作成したものではない発注文書（ネットアップの署名の有無は問わない）およびこれに類似するネットアップが作成したものではないその他の文書に事前に印刷されている条件および一般条件は効力を有しない。

- 10.8. 解釈：**見出しは、便宜および参照の簡易化のためにのみ挿入されており、本パートナー契約の規定の解釈において考慮されない。本パートナー契約中での「含む」という言葉の使用はその前の言葉や句の意味を制限するとみなされない。各当事者には、弁護士とともに本パートナー契約を独自に確認する機会が与えられており、規定の具体的な文言を理解および解釈し、これに同意するために必須の経験および専門知識がある。したがって、本パートナー契約の解釈に関する不明点または紛争が生じた場合には、文言の起案はいずれの当事者にも帰属しない。



## 別紙1

### 定義

(本添付文書で定義していない用語の意味は、添付文書に定めるとおりとする)

**関連会社**とは、本Partner Sphere契約の当事者が中間会社（数は問わない）を通じて直接または間接的に支配する、または本Partner Sphere契約の当事者と共通の支配下にある組織のことをいう。ただし、そのような関係が存在する期間に限る。本定義において、「支配」とは、対象組織の業務を指揮できること、および対象組織の取締役会の構成を左右できること、またはそのいずれか一方、または（a）株式会社の場合は取締役選出権がある株式、もしくは（b）株式会社以外の事業組織の場合は持分か利益持分の過半数（または設立国の適用法により外国人株主が所有できる最大所有比率が50%未満の場合はその所有比率分）を有していることを意味する。

**チャネル エンドユーザ規約**とは、エンドユーザによるネットアップの本製品もしくは本サービス、またはその両方の購入および使用を独占的に規定する条件であって、<https://www.netapp.com/how-to-buy/sales-terms-and-conditions/>に掲載されているものを意味する。

**クラウド サービス**とは、エンドユーザに提供するネットアップのクラウドベースのサービス（インフラストラクチャ、プラットフォーム、またはソフトウェアである場合がある）であって、その詳細がクラウド サービス利用規約（<https://www.netapp.com/how-to-buy/sales-terms-and-conditions/>）に記載されているものをいう。

**クラウドサービス利用促進ソフトウェア**とはエンドユーザによるクラウドサービスの利用を促進するためにのみ必要なネットアップの本ソフトウェアのことをいう。

**機密情報**とは、本パートナー契約の当事者に帰属する、または本パートナー契約の当事者が提供する情報（最も広い意味とする）のうち、開示のときに「機密」と特定され、セクション6.2に記載されている説明に該当しないもののことをいう。

**開示当事者**とは、本Partner Sphere契約に基づいて機密情報を共有する当事者のことをいう。

**ディストリビュータ**とは、ネットアップ認定パートナーを通じてネットアップの本製品および本サービスを販売する権限をネットアップが付与した組織のことをいう。

**本文書**とは、ネットアップがnetapp.comで公開しているその時点で最新の文書のうち、ネットアップが公開しているネットアップの本製品および本サービスの説明、操作、および使用に関連するもののことをいう。なお、本文書には、技術プログラム文書、インターフェイス文書、ユーザ マニュアル、操作指示書、およびリリース ノートが含まれる。

**エンドユーザ**とは、自らが使用するためにネットアップの本製品および本サービスを購入した最終使用顧客のことをいう。

**サービス文書**とは、ネットアップがエンドユーザに提供する本プロフェッショナル サービスの説明が記載されたネットアップ承認済みの文書（作業仕様書、サービス概要、サービス説明書を含むが、これらに限定されない）のことをいう。

**本ハードウェア**とは、ネットアップブランドのハードウェア（そのコンポーネントおよび予備部品を含むが、あらゆるファームウェアおよびサードパーティ ブランド製品は除く）のことをいう。

**Keystone Storage-as-a-Service**とは、ネットアップ独自のデータ ストレージ容量であって、その利用料金をエンドユーザが消費量に応じて支払うものをいう。

**本発注書**とは、エンドユーザが購入する本製品または本サービスの説明が記載された、ネットアップ承認済みのパートナー発注文書、発注書、またはオンライン発注書のことをいう。

**Partner Sphere申請フォーム**とは、NetApp Partner Sphereプログラムへの参加をパートナーが申請する際に使用する必須の申請ワークフローのことをいう。

**Partner Sphereプログラム**とは、ネットアップが公開しているその時点で最新のNetApp Partner Sphereプログラム ガイドに記載されているパートナー向けインセンティブ特典プログラムのことをいう。

**個人情報**とは識別された、もしくは識別可能な自然人もしくは世帯に直接もしくは間接的に関連する情報、または適用法令が「個人データ」もしくは「個人情報」と定義する情報のことをいい、その詳細は次のURLに掲載されているネットアップ プライバシー ポリシーに記載のとおりとする：<https://www.netapp.com/ja/company/legal/privacy-policy/>

**価格一覧**とは、ネットアップのその時点で最新の本製品および本サービス、ならびにこれらに関連する仕向国用の価格の一覧のことをいう。

**本製品**とは、本ハードウェア、本ソフトウェア、およびサードパーティ ブランド製品の総称である。

**本プロフェッショナル サービス**とは、本サポート サービス以外の、ネットアップまたはその代理人が提供するコンサルティング サービス、設置・インストール サービス、導入サービス、およびその他のサービスのことをいう。

**発注書**とは、パートナーが本製品および特定の本サービスをネットアップから直接購入するためにネットアップに提示する電子発注書のことをいう。

**受領当事者**とは、本Partner Sphere契約に基づいて機密情報を受領する当事者のことをいう。

**本サービス**とは、ネットアップのクラウドサービス、Keystone Storage-as-a-Service、本サポート サービス、および本プロフェッショナル サービス、またはこれらの一部の総称である。

**サービス プロバイダ業務**とは、エンドユーザが提供するサービス ビューロー、マネージド サービス、または商用ホスティング サービス業務をいい、1つまたは複数のエンドユーザに対するテクノロジー ベースのサービスおよびソリューションの管理および配布から構成され（エンドユーザのデータファイルの保存、抽出、および保守を含むがこれに限定されない）、データ ストレージにネットアップの本製品を使用するものをいう。

**本ソフトウェア**とは、オブジェクト コード形式のネットアップブランドのソフトウェアのことをいう。なお、本ソフトウェアには、オペレーティング システム ソフトウェア、プロトコル、ファームウェア、バックアップとリカバリ、ディザスタ リカバリ、Storage Efficiency、および管理ソフトウェア（該当する場合）が含まれる。

**本サポート サービス**とは、本製品向けにネットアップまたはその代理人が提供し、一般的に利用可能なネットアップのテクニカル サポートおよび保守サービスのことをいう。

**サードパーティ ブランド製品**または**サードパーティ ブランド サービス**とは、本ハードウェアおよび本ソフトウェアと併用するための、サードパーティが製造、開発、ライセンス、またはその他の形で提供し、当該サードパーティのブランド名でネットアップが再販売するハードウェア（以下「**サードパーティ ブランド ハードウェア**」という）、ソフトウェア（以下「**サードパーティ ブランド ソフトウェア**」という）、またはサービス（以下「**サードパーティ ブランド サービス**」という）のことをいう。

## PARTNER SPHERE契約

### 添付文書1 - 直接発注規約

パートナー契約に付随する本直接発注規約添付文書は、ネットアップに直接発注する権限をネットアップが書面で付与したパートナーおよびかかる各直接発注にのみ適用される。

#### 1. 発注書および発注

本発注書のそれぞれは、最新の有効な価格見積り（該当する場合）に基づくものとし、かかる価格見積りを参照するものとする。また、本発注書のそれぞれには、関連する本製品もしくは本サービスまたはその両方に関する情報、適切な法人、「出荷先」および「請求先」となる場所（該当する場合）、ならびに要求する引渡日（該当する場合）を記載するものとする。パートナーはすべての本発注書を電子的な手段によりネットアップに発行するものとする。パートナーは、拘束力のある対応する本発注書をエンドユーザから受け取った場合にのみ、本製品または本サービスの本注文書を発行するものとする。すべての発注書はネットアップにより受諾されなければならない。

#### 2. 変更、取り消しおよび日程変更

パートナーは、出荷予定日の10日前までであれば、本製品または関連する本サポートサービスの発注書を修正または取り消すことができる。また、パートナーは、追加料金を支払うことなく、本製品および関連する本サポートサービスの引渡日として要求した日を発注書1通につき1回に限り変更することができる。本サービスの解約、変更、および日程変更に関連する追加の条件は該当する添付文書またはサービス規約もしくはその両方（掲載場所：<https://www.netapp.com/how-to-buy/sales-terms-and-conditions/>）に定めるとおりとする。

#### 3. 提供方法

ハードウェア、およびハードウェアに事前インストールされているソフトウェアの引き渡しは、ネットアップの見積書に明記された適用取引条件に従って、または個々の状況に応じてネットアップが同意したとおりに行われる。ハードウェアにプリインストールされていないソフトウェアの引き渡しは、ネットアップが有効化キーをエンドユーザに提供することによって、もしくは有効化キーが不要な場合はネットアップがエンドユーザに対して当該ソフトウェアの利用およびダウンロードを可能にすることによって行われる。

#### 4. 危険負担

本製品の危険負担および本製品に含まれるハードウェアの権原は、引き渡し時にパートナーに移転する。

#### 5. 検収

サービス文書において別段の合意をしていない限り、パートナーによる本製品の検収は引き渡しの時に行われ、パートナーによる本サービスの検収は当該本サービスが履行された時に行われるものとする。

#### 6. 請求

ネットアップは、見積書または相互に署名した本発注書に明記している適用取引条件に従って引き渡したことを条件として、出荷物（部分的な出荷を含む）の対価を請求することができる。

#### 7. 価格

価格は該当する価格表に基づく見積りのとおりとする。ネットアップは単独裁量によりいつでも価格表の価格を変更でき、また価格表から製品とサービスを追加または削除できる。価格変更の効力発生日より後に受け取ったが有効な現行のネットアップ見積書に基づく本発注書に対しては、ネットアップの見積書に記載されている価格にて請求書が発行されるものとする。

#### 8. 支払条件

パートナーは、相殺することなく、ただちに利用可能な資金で、ネットアップの請求日から30日以内に全額を請求書に明記されている通貨建てで支払うものとする。ただし、ネットアップが別途書面で同意した場合は、この限りではない。パートナー契約に定めがある場合または法律が禁止している場合を除き、料金は返金不可能であり、支払義務は取消不可能である。

#### 9. 未払いに対する救済措置

パートナーから請求金額よりも少ない額の支払いを受けた場合、全額の支払いを受け付けたとはみなされないものとする。また、いかなる小切手の裏書きおよび明細、ならびに支払いまたは小切手に付随する文書も、代物弁済とはみなされないものとする。ネットアップは、未払い額を回収する権利、およびパートナー契約に定めるその他の救済措置、または法律上もしくは衡平法上のその他の救済措置を求めるネットアップの権利を損なうことなく、かかる支払いまたは小切手を受領することができる。ネットアップは、パートナーから受け取った支払金額を、パートナーの支払期日が到来した残高もしくは支払いが遅延している残高またはその両方に充当する権利を有している。パートナーが支払期日までに支払いを行わなかった場合、利用可能な他のすべての救済措置に加えて、ネットアップはパートナーに対するその後の本製品の納入および本サービスの提供を拒否する権利を有する。

## 10. 税金および関税

パートナーは、本製品または本サービスの利用もしくはネットアップによるその提供から生じる税（ネットアップの純利益に基づく税を除く）、手数料、関税、料金、およびすべての関連ペナルティと利子の支払いに対して単独責任を負う。かかる税が発生した場合（源泉徴収税を含む）、パートナーが支払うべき合計金額（当該控除または源泉徴収が行われる必要のある金額）は、請求額と同額の支払いをネットアップが全額受領できるようにするために必要な範囲で増額される。パートナーが納税を免除されている場合、パートナーはネットアップに対し、パートナーからネットアップへの本発注書の提出日から30日以内に、非課税証明書、または税務当局が受け入れ可能なその他の文書を提供する。パートナーが当該書類をネットアップに提供しない場合については、ネットアップは当該税を請求書に含める権利を留保する。パートナーは、ネットアップから適切な控除許可文書を得ずに、ネットアップに支払うべき金額から源泉徴収税を控除することができない。提示された価格に加えて、パートナーは、適用のある指定取引条件またはその他の形で適用される可能性がある取引条件に従って国境を越えて出荷される本製品に課されるすべての関税、ライセンス料金、および各種税金を支払う責任を負う。

## PARTNER SPHERE契約

### 添付文書2 - 再販売規約

パートナー契約に付随する本再販売規約添付文書は、ネットアップから直接購入したものであるか、ネットアップの認定ディストリビュータを通じて購入したものであるかを問わず、ネットアップのすべての本製品および本サービスの再販売に適用される。

#### 1. リセラーの権限

1.1. パートナーには、ネットアップが書面により明確に別段の同意をしている場合を除き、本製品および本サービスを、販売地域においてエンドユーザに対し、エンドユーザの内部使用のみを目的として（つまり、再販売、再マーケティング、および再流通を目的としない）再販売する権限がネットアップによって付与されている。なお、「販売地域」は、最新のPartner Sphere プログラム ガイド（掲載場所：[partners.netapp.com](https://partners.netapp.com)）において、パートナーに関連して定義される。ネットアップが書面により明示的に承認していない限り、エンドユーザではない第三者への再販売は厳に禁止されている。

1.2. ネットアップの本製品および本サービスは、米国、欧州連合、およびその他の国の輸出入管理法令の対象であり、暗号化などの輸出規制対象である技術を含んでいる場合がある。パートナーは、これらの法令を遵守し、購入または展開した本製品および本サービスの輸出、再輸出、および移転の完全で真実かつ正確な記録を少なくとも出荷日から7年間にわたり維持することに同意する。パートナーは、関税法または輸出法への違反またはそのおそれを認識した場合、その旨をすみやかにネットアップに通知しなければならない。

#### 2. 発注

2.1. ネットアップの本製品および本サービスに関する本発注書は、ネットアップが本発注書を発行する権限を書面でパートナーに別途付与していない限り、パートナーがパートナー申請フォームで選択したディストリビュータに発行しなければならない。ネットアップに直接本発注書を発行する権限をネットアップが書面で付与したパートナーのみが、ネットアップに直接本発注書を発行することができる。

2.2. ネットアップに直接発行するすべての本発注書には、直接発注規約添付文書が適用される。パートナーのディストリビュータに発行した発注書を規律する条件は、パートナーとディストリビュータの間におけるものである。ディストリビュータの選択または変更に関する詳細については、ネットアップにEメール（[partner@netapp.com](mailto:partner@netapp.com)）で問い合わせること。

2.3. パートナーは、エンドユーザが最初にパートナーに対して拘束力のある対応する発注書を提出した場合にのみ、本製品または本サービスの本発注書を発行するものとする。

#### 3. チャネル エンドユーザ販売条件

エンドユーザに対しネットアップの本製品および本サービスを再販売および販売するときに、パートナーは、各エンドユーザが、ネットアップの本製品もしくは本サービスまたはその両方の購入および使用には、一般公開されている適用されるネットアップのチャネル エンドユーザ規約（掲載場所：<https://www.netapp.com/how-to-buy/sales-terms-and-conditions/>）（以下「CEU規約」という）が排他的に適用されることを完全に認識していることを確実にしなければならない。パートナーは、パートナーとの発注文書の一部としてCEU規約の写しをエンドユーザに提供するか、本セクションに定めるURLに掲載されているCEU規約にアクセスするようエンドユーザに指示しなければならない（以下「パススルー要件」という）。パートナーは、CEU規約に定める責任を超える、本製品および本サービスに関連する責任をネットアップが受け入れないことを認め、これに同意する。さらに、疑義を避けるために付言すると、パートナーには、ネットアップに代わってCEU規約の規定を変更、交渉、および放棄する権限がない。異なる条件をエンドユーザに提示することをパートナーが選択した場合、パートナーのみがリスクを負担する。また、パートナーは、いかなる方法でもかかるリスクおよび条件の補償をネットアップに求めることはできない。パートナーが本再販売規約添付文書に記載されているとおりにCEU規約をエンドユーザに提示し

なかった場合、またはネットアップの本製品もしくは本サービスまたはその両方のエンドユーザによる購入もしくは使用またはその両方に関して、何らかの方法でCEU規約とは異なる条件またはCEU規約を変更した条件を提示しようとした場合には、パートナー契約への違反に該当するものとし、本再販売規約添付文書に定める救済措置の対象になる。

#### 4. ソフトウェアを販売するためのライセンス

ネットアップ パートナーとして、ネットアップは、再販売取引の一環としてネットアップ ソフトウェアのライセンスをエンドユーザに販売するための限定的な権利をパートナーに付与する。ただし、かかる権利には、当該ソフトウェアをパートナー自身が使用する権利は含まれていない。

#### 5. 米国の公的部門に関する制限および規則

パートナーは、一次請負業者または再委託先のいずれの立場においても、エンドユーザが米国連邦政府の機関、米国の州政府もしくは地方自治体の機関、または公立教育機関のいずれかである場合に、ネットアップがパートナーに対し書面により明示的に承認していない限り、かかるエンドユーザに対するサブスクリプション サービスの再販業者として行動することができない。かかる禁止には、ネットアップから書面による明示的な承認を得ずに、米国連邦政府の機関、米国の州政府もしくは地方自治体の機関、または公立教育機関に対しマネージド サービスを提供するためにサブスクリプション サービスを使用することが含まれる。ネットアップが前述の書面による承認をした場合、米国連邦政府補足規約もしくは州政府・地方自治体・高等教育機関規約添付文書またはその両方（該当する場合）もパートナーに適用されるものとする。

## PARTNER SPHERE契約

### 添付文書 3 – Keystone StaaS再販売添付文書

このPartner Sphere契約に対するKeystone® Storage-as-a-Service再販売添付文書（以下「**StaaS再販添付文書**」という）は、パートナーがエンドユーザに対し、ネットアップ独自のデータ ストレージ容量へのアクセス権および使用权を再販売するための追加条件を定めるものであり、エンドユーザは消費ベースで対価を支払うものとする（以下「**StaaSサービス**」という）。

**1. 定義**：添付の付録Aを含め、本規定で明確に定義されていない用語は、パートナー契約の他の箇所で定義されている意味を有する。

#### 2. StaaSサービスの再販売、パートナー自身による利用

**2.1 セルスルー方式でエンドユーザに再販する権利、パートナー自身による利用**：パートナーは、エンドユーザへの再販を目的として、ネットアップ認定ディストリビュータを通じて、または該当する場合はネットアップから直接に、StaaSサービスを注文できるものとする。ただし、非独占的なセルスルー方式に限り、かつパススルー要件に従うものとする。ネットアップは、エンドユーザがKeystone StaaS規約を遵守すること、およびパートナーが本StaaS再販売添付文書の条件を遵守することを条件として、パートナーからの本発注書のそれぞれにおいて特定されるStaaSサービスをエンドユーザに提供する。パートナーが、サービスプロバイダ業務での使用を含め、自己の内部使用のためにStaaSサービスを購入したい場合、パートナーは、本パートナー契約のセクション1.4に従って購入することができる。

**2.2 注文**：パートナーが提出したStaaSサービスの本発注書は、ネットアップによる承諾を条件とする。

**2.3 StaaS製品を利用するエンドユーザの権利**：StaaSサービスは、StaaS製品にアクセスし使用する権利をエンドユーザに提供するものであり、所有権や権原を譲渡したり、エンドユーザまたはパートナーにライセンスを付与するものではない。ネットアップは、StaaS製品およびそのすべてのコンポーネントに対する唯一かつ独占的な権原を保持する。

**2.4 危険負担**：プログラムガイドで別途合意されている場合を除き、エンドユーザは、StaaS製品の引渡日から最終処分日までのStaaS製品の紛失または破損について単独で責任を負うものとする。かかる紛失または破損が生じたとしても、本StaaS再販売添付文書または該当する注文に基づくパートナーの義務のいずれも免除されることはない。

**2.5 StaaS 製品の選定**：StaaS製品は、ネットアップまたはネットアップが承認した外注先によるStaaSサービスの提供を

サポートするためにのみ、ネットアップにより選択され、アクティベートされ、利用可能となる。かかるStaaSサービスの提供に利用するStaaS製品は、ネットアップが決定する。

#### 3. パートナー料金および支払条件

**3.1 パートナーが負う料金支払義務**：ネットアップは、該当する本発注書に基づきエンドユーザのために購入されたStaaSサービスの料金で、該当する請求期間中に発生したもののについてパートナーに請求し、**セクション9.3**に従い、パートナーは、当該料金を控除および相殺することなく支払うものとする。パートナーが請求金額を下回る金額を支払った場合、それが全額支払いと見なされることはない。

##### 3.2 税と関税：

(a) パートナーは、ネットアップがパートナーから回収する法律上の義務を負っている税金（ネットアップの純利益に基づく税金およびネットアップによるStaaS製品の所有に関連する税金（動産税を含む）は明確に除く）、料金、関税、および手数料、ならびに（パートナーの作為または不作為に直接および排他的に起因して生じた）関連するすべての罰金および利息を支払う責任を単独で負う。パートナーは、要求に応じて、最新の売上税免税証明書の写しをネットアップに提供する。パートナーが当該書類をネットアップに提供しない場合については、ネットアップは当該税を請求書に含める権利を留保する。

(b) 料金の支払いに関してのみ、パートナーは、法律が義務付けているとおり、当該価格から税金を源泉徴収することができ、かかる源泉徴収した税金を納付するものとする。なお、パートナーは、税務当局に納付した源泉徴収税の納税証明書をネットアップに提供するものとする。パートナーは規定の価格に加え、本発注書に定める適用がある取引条件、または適用があるその他の取引条件に従って、国境を越えて出荷されるStaaS製品に課されるすべての関税、ライセンス料金、および各種の税金を支払う責任を負う。



3.3 パートナーが負う、エンドユーザからの発注書および支払回収の責任：パートナーは次の各号に定める義務を負うものとする。

(a) Keystone SaaS サービスのエンドユーザの注文書を適切に処理すること。

(b) 本発注書をネットアップに提出すること。

(c) エンドユーザによるSaaSサービスの注文書に関連するすべての一般管理業務を、自己の費用負担で行うこと。これには、(i) パートナーのその時点における標準的な手続き（この手続きは、パートナーの商取引上合理的な裁量で随時改訂されることがある）に従って、エンドユーザへの請求書発行およびエンドユーザからの代金回収を行うこと、(ii) Keystone SaaS規約、該当するサービス説明書、および関連する本発注書に合致した方法で、エンドユーザからのSaaSサービスの容量増加および変更要求を処理すること、が含まれるが、これらに限定されない。

3.4 与信審査：承認を得るためにパートナーがネットアップに対して提出した各本発注書に関して、ネットアップは、エンドユーザの与信審査、ならびに提案された取引の経済条件およびその他の条件の評価に関連してネットアップが合理的に要求することができる情報（財務諸表、信用照会、および提示されたエンドユーザ注文書の基本条件を含むが、これらに限定されない）をパートナーもしくはエンドユーザ、またはその両方から入手することができる。

#### 4. STAAS製品の使用权、KEYSTONE SaaS規約

4.1 Keystone SaaS規約のパススルー適用：パートナーは、SaaSサービスが、該当する場合、常にKeystone SaaS規約のみによって規定されることを認め、これに同意する。

4.2 Keystone SaaS規約の変更：ネットアップは、パートナーがKeystone SaaS規約に定めるSaaSサービスを超えて実施する補足サービスに関連する責任を負わない。より良い条件または異なる条件をエンドユーザに提示することをパートナーが選択した場合、パートナーのみがリスクを負担する。また、パートナーは、かかるリスクおよび条件の補償をネットアップに求めることはできない。

4.3 該当するサービス説明書：該当する本発注書で指定されたサービス説明書は、SaaSサービスおよびそれに基づき提供されるSaaS製品に適用される。

4.4 ネットアップによる更新：ネットアップは、Keystone SaaS規約およびサービス説明書を独自の裁量により随時更新することができるものとする。ただし、個々の本発注書に関して

有効なKeystone SaaS規約もしくはサービス説明書、またはその両方は、該当するサブスクリプション契約期間の間、当該本発注書に関して有効であるものとする。

#### 5. パートナーの責任、パートナーのサービス

5.1 確約事項：パートナーは次の事項を確約する。

(a) エンドユーザに対し、SaaSサービスを積極的に宣伝すること。

(b) ネットアップ、またはネットアップの関連会社もしくはSaaSサービスに関する請求およびその他の表明、ならびにネットアップが公開している最新の情報、該当するサービス説明書、本文書、ネットアップが承認、公開、もしくはその他の方法で提供した、または本SaaS再販売添付文書に定める明示的なガイドラインおよび指示以外に関する請求およびその他の表明をしないこと。

(c) ネットアップの採用を容易にするために、またはかかる採用に見返りを与えるために、パートナーの名前において、またはネットアップの代理として、エンドユーザの組織内の意思決定者に贈り物およびその他の便宜を提供しないこと。

(d) 該当するサービス説明書、ならびにネットアップが承認、公開、またはその他の方法で提供した明示的なガイドラインおよび指示に合致しない形式、態様、および内容でSaaSサービスを宣伝しないこと。

(e) 該当するすべてのインセンティブガイドの要件を遵守すること。

(f) パススルー要件を遵守すること。

5.2 継続的な協力：パートナーは、自らが保有し、次の各号に定める事由のいずれかに関連する重要な情報をすみやかにネットアップに通知することに同意する。

(a) SaaS製品の場所、状態、および性能、またはこれらの一部の実際の変更または変更案

(b) SaaS製品の実際の変更もしくは変更案、またはエンドユーザの環境（空間、電源、ネットワーク、セキュリティなど）に影響を及ぼす計画的または計画外の事由によって生じた変更であって、SaaS製品に影響が及ぶ可能性があるもの。

(c) エンドユーザが、Keystone SaaS規約に基づく自己の義務を遵守または履行すること（SaaSサービスの利用制限を含むがこれに限定されない）。

(d) ネットアップが、SaaSサービスを提供する目的でSaaS製品にアクセスし、監視する能力（監視ツールの操作可能性を含むが、これに限定されない）。

**6. StaaSサービスに関するネットアップの責任：**StaaSサービスの提供に関するネットアップの義務ならびに関連する表明および保証は、Keystone StaaS規約および該当するサービス説明書に記載されている。

## 7. 知的所有権

7.1 **総則：**ネットアップおよびそのライセンサーは、エンドユーザーに明示的に付与していないStaaSサービスおよびStaaS製品に対するすべての権利、権原および権益（StaaSサービスおよびStaaS製品に関する知的財産権を含む）を有し、保持する。

**8. 責任の制限：**本StaaS再販売添付文書に基づくネットアップの累積的な責任は、請求の原因となった直近の事象の直前12カ月間におけるStaaSサービスの本発注書に基づきネットアップが受領した料金の合計または100万米ドルのいずれか大きい金額を超えない範囲での直接損害に限定されるものとする。この制限は累計額であり、1件当たりではない。Partner Sphere契約に明示的な別段の定めがある場合を除き、いずれの当事者も、結果的損害、付随的損害、懲罰的損害賠償金、特別損害、および間接損害（逸失利益および予期された節約の損失を含む）に対する賠償責任を負わないものとする。なお、かかる損害が発生する可能性を当事者が知らされていたとしても同様とする。

## 9. 契約期間、終了

9.1 **正当な理由に基づく終了：**いずれの当事者も、以下のいずれかが該当する場合、正当な理由によって本発注書を解除できるものとする。(i) 債務不履行当事者が支払期日に支払を怠り、かかる不履行が、当該支払遅延に関する通知の受領後10日間継続した場合。(ii) 債務不履行当事者が、該当する本発注書または本契約（本契約の違反が本発注書に関連または影響する範囲に限る）に違反し、かかる違反が債務不履行をしていない当事者からの書面による通知の受領後30日間継続した場合。(iii) 債務不履行当事者が支払不能になった場合、適用される破産法または支払不能に関する法律に基づく申立てを自ら行い、もしくは他者によって申し立てられ、90日以内に当該申立てが却下されなかった場合、債権者との間で解散、和議、財務的再編を提案した場合、債権者を受益者として譲渡を行った場合、または債務不履行当事者の財産や事業に関して受託者、管財人、保全管理人、清算人、または同様の代理人が任命され、もしくはかかる者が

当該財産や事業を占有した場合。

9.2 **終了による影響：**本セクション9.2の以下の規定は、セクション9.3の規定に従うものとする。

(a) 本契約が終了した場合、StaaSサービスを再販売するパートナーの権利はただちに消滅するものとする。ただし、その時点で該当するサブスクリプション期間の残存期間中、パートナーが既存の本発注書に関する既存のエンドユーザーに対し、本StaaS再販売添付文書に基づいて企図されるサービスを提供し続けるために必要な範囲については、その限りではない。

(b) ネットアップは、その単独の裁量により、Keystone StaaS規約に基づくエンドユーザーに対する権利を適宜行使することができるものとする。ネットアップの要請に応じて、パートナーは、エンドユーザーに対し、StaaS製品に関してKeystone StaaS規約に定める条件および義務を速やかに遵守するよう指示するものとする。

(c) **セクション9.1**に基づきネットアップが正当な理由により本発注書を解除した場合、パートナーは、ネットアップに対し、速やかに以下のすべてを支払うものとする。(i) 支払期日を経過した金額、(ii) 残存するサブスクリプション期間について、影響を受けるすべての本発注書に関して今後支払期日が到来する料金およびその他の金額、(iii) 該当する場合、**セクション9.2 (e)**に従って支払われるべき金額。

(d) エンドユーザーがネットアップと合意したKeystone StaaS規約を正当な理由で、または支払不能を理由として解除した場合（Keystone StaaS規約で認められている場合に限る）、

(i) パートナーは、支払期日が過ぎている額、およびかかる解除の効力発生日までに支払期日が到来する料金をすみやかにネットアップに支払うものとし、(ii) パートナーは残りのサブスクリプション期間分のその他の料金および支払期日が到来していないその他の額を支払う義務をさらに負わないものとする。

(e) エンドユーザーが、サブスクリプション期間の満了もしくは早期終了、または該当するKeystone StaaS規約の終了後、合理的な期間内に本ハードウェアを返却しなかった場合、ネットアップは、その単独の裁量により、パートナーに対し、(i) 交換価値相当料金、または(ii) 最終的な返却までに発生する料金の合計額のいずれか大きい方に相当する金額を請求できるものとし、この金額は、満了または終了の直前に支払うべき該当する最低支払額を下回らないものとする。ネットアップは、パートナーによる上記の請求金額の支払い、またはエンドユーザーの義務に完全に従った本製品の返却のいずれか早い時期が到来するまで、本StaaS再販売添付文書およびKeystone StaaS規約における権利および救済措置（当該エンドユーザーから本ハードウェアを回収する権利を含む）のすべてを留保する。

パートナーは、当該エンドユーザに代わり、ネットアップに対して回収手数料を支払う責任を負うものとし、ネットアップはパートナーに対して回収手数料を請求する権利を有するものとする。

### 9.3 エンドユーザの未払いを理由とする譲渡

(a) 「**譲渡オプション**」は、エンドユーザが本発注書に基づいて支払義務を負っているSaaSサービスの対価をパートナーに支払うことを拒否しているか、かかる対価をパートナーに支払っておらず、支払期日から90日が経過してもかかる未払いが是正されない場合に、パートナーが行使することができる。以下で明示的に認めている場合を除き、譲渡オプションを行使することができる場合であっても、かかるSaaSサービスに関してネットアップに対し支払義務を負っている料金を支払うパートナーの義務（**セクション3.1**に記載のとおり）には影響が及ばないものとする。

(b) 本発注書について、ロックアウト期間中は、いかなる譲渡オプションも行使できないものとする。

(c) 譲渡オプションの行使に先立ち、パートナーは、合理的な代金回収プロセスおよび手続を行使しているものとする。これには、パートナーのエンドユーザとの契約または適用される法律に基づき義務付けられるところの、支払延滞および是正の機会に関するエンドユーザに対する適時の書面通知を含むがこれに限定されない。

(d) **本セクション9.3**に従うことを条件として、パートナーは、ネットアップに書面で通知し、影響を受けた本発注書に関する譲渡オプションの行使を求めることができる。相互に承諾可能な譲渡契約をネットアップまたネットアップが指定した者と締結し、当該契約を取り交わした時点で、ネットアップ（またはネットアップが指定した者）は、(i) 本発注書およびKeystone SaaS規約に基づくエンドユーザに対するすべての回収権、解除権、およびその他の執行権を引き受けるものとし、(ii) 適用される法律（支払不能および破産に関する適用法を含むが、これに限定されない）に基づいて得ることができるすべての権利および救済措置を行使する権利を得るものとする。ただしその条件として、パートナーが、当該本発注書または該当するエンドユーザ注文書のそれぞれに関してネットアップおよびエンドユーザに対して自ら負っている義務に違反していないものとする。

(e) パートナーが譲渡オプションを行使した場合、パートナーは、次の額のみを支払う義務を負うものとする：(i) 毎月請求する本発注書に関しては、支払期日が到来している料金および譲渡オプションを行使するためのパートナーの通知が到達した日までの期間において支払期日が到来する料金、または(ii) 毎年請求する本発注書に関しては、支払期日が到来している料金および年次請求書の課金対象期間である12カ月の最終日までの期間において支払期日が到来する料金。

## 10. 雑則

10.1 譲渡：いずれの当事者も、相手方の書面による事前の同意がない限り、本SaaS再販売添付文書に基づく権利の譲渡および義務の委任を行えないものとする。相手方当事者の書面による事前同意がない、譲渡の主張は無効とする。

10.2 存続：その性質により存続する条件に加えて、次のセクションは、本SaaS再販売添付文書の解除後または期間満了後も存続するものとする：セクション**1、3、5、6、7、8、9**および**10**。

総則：本SaaS再販売添付文書は、本発注書およびパートナーSphere契約とともに、(a) SaaS製品およびSaaSサービスに関する両当事者間の完全な合意事項および了解事項を示しており、(b) 本Keystone再販売添付文書の合意前における両当事者間の連絡事項、表明、および合意事項に取って代わり、また(c) 両当事者間のあらゆる見積書、注文書、確認書およびこれらに類似する通信に定める矛盾した条件または追加の条件に優先する。本発注書は、本SaaS再販売添付文書を組み込み、本Keystone再販売添付文書に従うものとみなされるが、両当事者が書面で明示的に別段の合意をした場合はこの限りでない。本SaaS再販売添付文書と本発注書との間に矛盾がある場合、その範囲において本発注書が優先するものとする。各当事者は、相手方当事者に対し、相手方当事者が本SaaS再販売添付文書の規定および意図の効果を生じさせるために合理的に要求する可能性がある情報、証書、および文書を随時提供する。

## 付録A 定義

以下の定義は、本規約に基づいて締結された本発注書に適用される。

**譲渡オプション**：この用語は、**セクション9.3 (a)** で定義されている。

**エンドユーザ**：本規約に従ってパートナーが再販売するStaaSサービスの受益者として、パートナーが本発注書において特定したエンドユーザ顧客をいう。

**Keystone StaaS規約**：ネットアップのKeystone StaaSサービス規約であって、<https://www.netapp.com/how-to-buy/sales-terms-and-conditions/>に掲載されているものをいう。

**ロックアウト期間**：該当するサブスクリプション期間の最初の12カ月をいう。

**料金**：本発注書に規定された、パートナーがネットアップに支払うべき該当する料金であって、最低固定支払額、追加固定料金、もしくはコミットされた容量を超える使用量に対する使用量ベースの消費料金、またはこれらの複数を含む。料金は、該当するサービス説明書に定める測定方法および課金方法に従って決定するものとする。

**本発注書**：顧客のためにデプロイされるStaaSサービスを提供するために、パートナーが本StaaS再販売添付文書に従い、ネットアップに対して発行した発注書。初回の各本発注書は、当該本発注書に関連して提供される追加のStaaSサービスの確認とともに、1件の本発注書を構成する。

**パートナーサービス成果物**：この用語は、**セクション5.2**で定義されている。

**料率**：料金の計算に使用される本発注書に記載された適用料率をいう。

**回収手数料**：(a) 本ハードウェアの撤去および回収にかかるネットアップの合理的な費用、および (b) 顧客が保有している過程で発生した本ハードウェアの損傷または紛失に関連する費用の合計をいう。

**交換価値相当料金**：その時点でのネットアップの価格表に従って算出された、本ハードウェアの交換コストをいう。

**サービス説明書**：<https://www.netapp.com/services/keystone/terms-conditions/>（随時更新される）に掲載されている、StaaSサービスに関する説明書であって、エンドユーザによる特定のStaaSサービス（本発注書に記載されているもの）に適用されるものをいう。